

南島原市ニュース

令和2年3月10日

タイトル 市・県民税の申告期限を延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁が申告・納付期限を4月16日（木）まで延長されたことを受け、南島原市の市・県民税の申告期限を4月16日（木）まで延長します。

【変更前】

期 限 3月16日（月）まで
午前9時～11時、午後1時～4時
会 場 「広報みなみしまばら」でお知らせした4会場

【変更後】

期 限 4月16日（木）まで（平日のみ）

※3月17日（火）以降の時間及び会場は次のとおり。

時 間 午前8時30分～11時、午後1時～4時
会 場 市役所（西有家庁舎）税務課 窓口

担当部署	市民生活部 税務課	担当者	柴原 雄治
直 通	0957-73-6642	E mail	
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			